

【表紙】

【提出書類】	変更報告書 No. 4
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	東海財務局長
【氏名又は名称】	株式会社ノリタケカンパニーリミテド 代表取締役社長 赤羽 昇
【住所又は本店所在地】	名古屋市西区則武新町三丁目1番36号
【報告義務発生日】	平成18年3月1日
【提出日】	平成18年3月8日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他

第1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	共立マテリアル株式会社
会社コード	1702
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	名古屋証券取引所
本店所在地	名古屋市港区築三町二丁目41番地

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社ノリタケカンパニーリミテド
住所又は本店所在地	名古屋市西区則武新町三丁目1番36号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

該当事項なし

【法人の場合】

設立年月日	大正6年7月25日
代表者氏名	赤羽 昇
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	1. 陶磁器の製造販売 2. 硝子製品の製造販売 3. 合成樹脂製食器・同機械部品および金属食器の製造販売 4. 研削・研磨・切削用品の製造販売 5. 研削機械・窯業機械の製造販売 6. 電子機材および同部品の製造販売 7. セラミック製コンデンサー等の原料としての土石の加工、売買および輸出入 8. 化学機械・同装置および部品の製造販売 9. 窯業製品の製造販売 10. 石膏製品の製造販売 11. 医療用具の製造販売 12. 日用雑貨の売買ならびにその仲介または代理 13. 陶芸教室およびギャラリーの運営 14. コンピュータソフトウェアの製作販売および情報処理サービス 15. 不動産の賃貸 16. 前各号に関連する一切の事業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	総務部 法務課長 松本 俊介
電話番号	052(561)7113

(2) 【保有目的】

発行会社の親会社であり、グループの結束強化を目的として長期保有するものであります。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	10,833,034		
新株引受権証書(株)	A		G
新株予約権証券(株)	B		H
新株予約権付社債券(株)	C		I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 10,833,034	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		10,833,034株
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L)	R		

【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年3月1日現在)	S	20,249,087
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q / (R+S) × 100)		53.50
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		52.13

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年3月1日	普通株券	77,000株	取得	505円

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	2,734,697
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円) (T+U+V)	2,734,697

【借入金の内訳】

該当事項なし

【借入先の名称等】

該当事項なし